

答 申

1 審査会の結論

埼玉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、「変死体等に関する報告（〇〇〇〇年管理番号〇〇〇〇番）」（以下「本件対象保有個人情報」という。）について、平成25年1月8日付けで行った部分開示決定は妥当である。

2 審査請求等の経緯

（1）処分の経緯

審査請求人は、埼玉県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、実施機関に対し平成24年11月15日付けで、「私の母の変死体等に関する報告（西暦〇〇〇〇年管理番号〇〇〇〇番）死亡日 平成〇〇年〇月〇〇日 氏名 〇〇〇〇〇〇」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

これに対し実施機関は、条例第21条第1項の規定に基づき平成25年1月8日付けで本件対象保有個人情報について部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知し開示を行った。

（2）審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、実施機関の上級行政庁である埼玉県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し、平成25年3月5日付けで本件処分の不開示部分の開示を求める旨の審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

（3）審査の経緯

ア 当審査会は、本件審査請求について平成25年4月17日、諮問庁から条例第41条の規定に基づく諮問を受けた。

イ 当審査会は、本件審査請求について平成25年4月17日、諮問庁から理由説明書の提出を受けた。

ウ 当審査会は、本件審査請求について平成25年6月14日、審査請求人から意見

書の提出を受けた。

エ 当審査会は、本件審査請求について平成26年2月13日、諮問庁からの意見聴取を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

(省略)

4 諮問庁の主張の要旨

(1) 本件開示請求について

実施機関は、本件開示請求の内容が条例第15条第1項に定める自己を本人とする保有個人情報に係る請求とは認めがたいことから、開示請求者に対し説明を求めた。これに対し開示請求者は、死亡した母から特定の医療法人に対する損害賠償請求権を相続しており、母の死亡状況、診療の状況、死因等に関する情報は、開示請求者が損害賠償請求権を行使するために必要な自己を本人とする保有個人情報であるとして、相続関係を示すための文書として全部事項証明を、損害賠償請求権について示すための文書として証拠保全決定の写しを添付した上申書を提出したことから、実施機関は〇〇警察署の保有個人情報を検索し、本件対象保有個人情報を特定した。

本件対象保有個人情報は、旧死体取扱規則（昭和33年11月27日国家公安委員会規則第4号）に基づき、検視を行った警察官が死亡した開示請求者の母の遺体を観察した際の臨場記録を基に作成した書類であって、現場及び変死体の状況のほか、死者の死因、死亡に至った経過、身元、着衣及び所持金品等を記録し、〇〇警察署にて保管していたものである。

(2) 不開示とした情報について

ア 警部補以下の職員の氏名及び印影について

警部補以下の職員の氏名等は、開示請求者以外の個人に関する情報であるから、条例第17条第3号に規定する不開示情報に該当する。

また、開示した場合に職務を離れた私生活等に影響を及ぼすおそれがある情報であって、職及び職務遂行の内容に係る部分ではないことから同号ただし書ハには該当しない上、埼玉県職員録においても新聞の人事異動情報でも公表されておらず、

慣行として開示請求者が知ることができる情報とは言えないことから同号ただし書イにも該当しない。

更に、事件性の判断を伴う検視業務に従事した警察官は捜査員に該当するため、その氏名を開示することにより犯罪捜査に従事する警察官個人が特定され、その職務の特殊性から当該警察官及びその家族等の生命、身体、財産等の保護に支障を及ぼすおそれがあるなど、犯罪の捜査及び公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報であることから、条例第17条第5号に該当するものと認められる。

イ 職員番号について

職員番号は、警察職員各人に付与された個人識別番号であり開示請求者以外の個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものとして条例第17条第3号に規定する不開示情報に該当する。

また、一般に公表されていないことから、慣行として開示請求者が知ることができる情報とは言えないため、同号ただし書イには該当せず、本件対象保有個人情報に職員番号が記録されているのは、専ら人事管理上の必要性によるものであることから、同号ただし書ハにも該当しない。

ウ 発見者欄、届出者欄及び検案欄のうち、開示請求者以外の個人に関する情報について

本件対象保有個人情報は、死者に関する個人情報であって開示請求者に関する記録ではないことから、その全体が条例第17条第3号に該当する情報であると認められる。

検視に際しての通例として、遺族に説明する情報及び医療機関における医療情報の提供慣行等に照らし、死者の病歴等の同号ただし書イに該当する情報については開示されているが、変死体の発見者、届出者及び検案医の個人識別情報については、検案医の氏名を除き提供慣行等が認められず、同号ただし書イには該当しない。また、開示することにより検視業務に対して医療従事者が行うことが期待される行為が消極的になり、適切な業務遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第17条第7号に該当するものと認められる。

エ 発見状況欄、現場及び死体の状況欄、調査内容欄、死体の一般所見欄、死体各部の所見欄、検査結果欄、総合判断欄及び追記事項欄のうち、調査や捜査等の警察活

動に支障を及ぼすおそれのある情報について

発見状況欄、現場及び死体の状況欄、調査内容欄、死体の一般所見欄、死体各部の所見欄、検査結果欄、総合判断欄及び追記事項欄に記載された情報は、警察職員が調査や捜査の過程で主体的に判断・把握した情報である。これらは、死因を判断する際の着眼点、死因を判断する過程で取得した情報及び総合的に判断した理由が分かる情報であって、単なる医学的知見に留まらず、開示することにより犯罪行為による死亡を病死等の自然死に見せかけるためのヒントを与え、証拠隠滅を容易にすることになりかねないから、実施機関が、犯罪の予防や捜査等公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めたことには相当の理由があると言える。

また、保有個人情報の開示対象が開示請求者に限定されているからと言って、情報自体の秘匿性は失われるものではない。犯罪の捜査等公共安全上の支障の有無については、犯罪等に関する将来予測としての判断を行う必要があることから、前記のように相当の理由が認められる以上条例第17条第5号の文理に照らし、専門的・技術的知識を有する実施機関の裁量権が尊重されるべきである。

したがって、発見状況欄、現場及び死体の状況欄、調査内容欄、死体の一般所見欄、死体各部の所見欄、検査結果欄及び総合判断欄と追記事項欄の不開示部分については、条例第17条第5号に該当するものと認められる。

なお、犯罪の予防や捜査等公共の安全の維持は主たる警察業務の一つであるから、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある以上、当然ながら条例第17条第7号にも該当する。

(3) 上記のとおり、実施機関の判断に不自然、不合理な点は認められない。

また、条例第19条による裁量的開示を実施するか否かについては実施機関の裁量に委ねられており、これを行わなかったことで処分が不当であるとは言えない。

以上のことから、本件処分は妥当なものである。

5 審査会の判断

(1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、開示請求者の母が死亡した際に検視を行った警察官が臨場記録を基に作成した「変死体等に関する報告」である。

「変死体等に関する報告」には、現場及び変死体の状況のほか、当該死者の死因、死亡に至った経緯、身元、着衣及び所持金品等が記録されている。

当審査会では、本件対象保有個人情報の不開示情報該当性について、以下検討する。

(2) 警部補以下の職員の氏名及び印影について

ア 条例第17条第3号該当性について

条例第17条第3号は、「開示請求者（中略）以外の個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。しかし、同号は、ただし書イ、口又はハに掲げる情報に該当する場合には、不開示情報から除くとしている。このうち、同号ただし書ハでは、当該個人が公務員等である場合において、当該情報が職務の遂行に係る情報であるときは、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分は開示するとしている。

これら職務の遂行に係る情報の中に当該公務員等の氏名が含まれる場合は、同号ただし書イ「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当するときに限り開示することとなる。このうち、「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている」場合には、実施機関により氏名を公表する慣行がある場合や、実施機関により作成され、又は実施機関が公にする意思をもってあるいは公にされることを前提に提供した情報を基に作成され、現に一般に販売されている職員録に氏名が掲載されている場合が該当する。

警部補以下の職員の氏名等は、埼玉県職員録においても、また、新聞の人事異動情報でも公表されていない。そのため、これらの情報は、慣行として開示請求者が知ることができる情報とはいはず、知ることが予定されている情報ともいえないことから、同号ただし書イには該当しない。また、当該不開示情報が、同号ただし書ロに該当する特段の事情も認められない。

したがって、警部補以下の職員の氏名及び印影は、条例第17条第3号に規定す

る不開示情報に該当する。

イ 条例第17条第5号該当性について

条例第17条第5号は、「開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を不開示情報として規定している。

ところで、上記アで述べたとおり、警部補以下の職員の氏名等は慣行として公にされていない。このことは、警部補以下の職員の職務の特殊性から、氏名等を公にすることによって、当該職員及び家族等が攻撃や懐柔の対象とされるおそれがあり、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるという危惧を含めて判断されていると考えられる。

したがって、諮詢庁が主張する条例第17条第5号の該当性は、同条第3号の該当性に内包されていると解される。

なお、警察職員の職務は、それぞれの階級に応じた職務権限に基づいているのであり、階級が異なればその職務権限も異なると考えるべきである。したがって、開示決定時の階級が当該文書作成時の階級と異なる場合には、当該保有個人情報の開示・不開示については、職務権限を有していた文書作成時の階級により判断すべきである。

(3) 職員番号について

職員番号は、職員各人に付与された個人識別番号であり、開示請求者以外の個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものであるから、条例第17条第3号に規定する個人識別情報に該当する。

また、慣行として開示請求者が知ることができる情報とは言えないため同号ただし書イには該当せず、その記載目的は専ら人事管理上の必要性によるものであると認められることから、当該公務員の職及び職務遂行の内容に係る情報とは言えないため同号ただし書ハにも該当せず、更に、同号ただし書ロに該当する特段の事情も認められない。

したがって、職員番号は、条例第17条第3号に規定する不開示情報に該当する。

(4) 発見者欄、届出者欄及び検索欄のうち、開示請求者以外の個人に関する情報について

ア 条例第17条第3号該当性について

当該不開示情報は、発見者、届出者及び検査医師の住所、氏名及び年齢等であり、条例第17条第3号に規定する開示請求者以外の個人に関する情報に該当する。

また、当該不開示情報は、審査請求人が当該医療機関から個別に情報を得ていたからといって、慣行として開示請求者が知ることができる情報とは認められないため、同号ただし書イに該当するとは言えず、公務員の職及び職務遂行の内容に係る情報とは言えないため同号ただし書ハにも該当せず、更に、同号ただし書ロに該当する特段の事情も認められない。

したがって、当該「発見者欄、届出者欄及び検査欄のうち、開示請求者以外の個人に関する情報」の部分は、条例第17条第3号の不開示情報に該当する。

イ 条例第17条第7号該当性について

当該不開示情報は、開示されると医療従事者と警察との信頼関係が崩れ、医療機関からの積極的な協力が得られにくくなる等、今後の検視業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第17条第7号の不開示情報にも該当すると認められる。

(5) 発見状況欄、現場及び死体の状況欄、調査内容欄、死体の一般所見欄、死体各部の所見欄、検査結果欄、総合判断欄及び追記事項欄のうち、調査や捜査等の警察活動に支障を及ぼすおそれのある情報について

当該不開示情報は、死因に関する調査事項等、特に、当該死者の死因を判断する際に基礎となる事項についての情報であるといえる。そうすると、仮にこれらが開示された場合、警察職員が死者の死因等を判断する際の基礎となる事項が明らかとなり、犯罪行為による死亡を病死等の自然死に見せかけるためのヒントを与えることになりかねないから、実施機関が開示することにより犯罪の捜査に支障を及ぼすおそれがあると認めたことには相当の理由があるといえる。

これに対し、審査請求人は、当該不開示情報には審査請求人にとって既知の情報が含まれていると考えられることや、本件に係る死者の死因が病死であると判断されているという状況等から検討するに、当該不開示情報の開示によって証拠隠滅等をより容易ならしめるものとは言えないから、条例第17条第5号及び第7号に該当する不開示情報には当たらないと主張する。

しかし、条例第17条第5号で言うところの公共の安全等への支障の有無は、その性質上、犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要するものであり、実施機関たる警察本部長の第一次的判断が尊重されるべきであるところ、人の死が犯罪に起因するものであるかどうかは必ずしも一見して明らかではなく、捜査機関は、常に犯罪の可能性を念頭に置いて発見場所の状況、死体の状況、死者の生前の生活状態、死者を取り巻く環境、所持品等について証拠を収集し、その具体的な状況及びこれに基づいて検討した結果を報告書にまとめるのであるから、変死に関する報告書には、捜査手法、捜査対象、捜査機関の視点や関心等、犯罪隠蔽の手掛かりとなり得る情報が具体的かつ詳細に記載されるのが通常であって、本件のように最終的には病死と判断された場合においても、病死と判断する際の着眼点や判断過程が具体的に明らかとなるため、今後の犯罪における証拠隠滅等に利用されるおそれがある（東京高等裁判所平成24年（行コ）第243号同24年9月20日判決参照）。そうすると、これらの事情に鑑み、実施機関の判断には合理性があると認められる。

したがって、当該「発見状況欄、現場及び死体の状況欄、調査内容欄、死体の一般所見欄、死体各部の所見欄、検査結果欄、総合判断欄及び追記事項欄のうち、調査や捜査等の警察活動に支障を及ぼすおそれのある情報」の部分は、条例第17条第5号に該当するから、同条第7号該当性について判断するまでもなく、不開示情報と認められる。

（6）条例第19条該当性について

本件開示請求においては、審査請求人が置かれた立場等を考慮しても、条例第19条に規定する「個人の権利利益を保護するために特に必要がある」場合とは認めなかった実施機関の判断が、社会通念上著しく妥当性を欠くなどの事情は認められず、裁量権の逸脱又は濫用があったとはいえない。

（7）その他

審査請求人は、死者の損害賠償請求権を相続したことから本件対象保有個人情報は自己の個人情報であると主張しており、実施機関も、開示請求者が死者の損害賠償請求権を相続しているという事実の確認をもって本件対象保有個人情報を特定したとしているが、本県の条例においては、個人情報は生存する個人に関する情報と定義しており、死者に関する情報の取扱いについては規定がない。

この点について、当審査会としては次のとおり判断する。

審査請求人は、亡母である○○○○○の子であり、同人の権利義務を包括的に承継する者であるが、亡母が死亡した経緯等について何らかの不審があるとの思いから、これを明らかにする目的で本件開示請求を行ったものであると認められる。そして、仮に亡母の死亡について、死亡当時同人が入院していた病院に過失があり、そのことと同人の死亡との間に因果関係がある場合には、当該病院に対し審査請求人は相続した損害賠償請求権を行使できることとなる。

他方、本件対象保有個人情報は、死亡現場及び変死体の状況のほか、死者の死因、死亡に至った経過、身元、着衣及び所持金品等が記録されている書類であって、亡母の死亡に密接に関連する情報が記録されていると認められる。

そうすると、本件対象保有個人情報は、死者の個人識別情報を記録した文書であるとともに、審査請求人の損害賠償請求権の存否に密接な関連を有する情報を記録した文書として、審査請求人自身の個人識別情報でもあるということができる。

これらのことから、審査請求人は、本件対象保有個人情報について、条例第2条第5項所定の「本人」に該当するものと解するのが相当である（名古屋高等裁判所平成15年（行ウ）第1号同16年4月19日判決参照）。

したがって、実施機関が、開示請求者が損害賠償請求権を行使するために必要な自己を本人とする保有個人情報であるとして本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当であると考える。

なお、本事案のように、遺族が相続等によって得た権利の行使に密接に関連する死者の情報については個人情報として開示請求の対象とすることが適当である場合がある。当審査会は県に対して、今後、死者の情報の取扱いについて十分に検討されることを望むものである。

（8）結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申に関与した委員の氏名）

大森三起子、高佐智美、田村泰俊

審査会の経過

| 年 月 日 | 内 容 |
|-------------|-----------------|
| 平成25年 4月17日 | 諮詢を受ける（諮詢第109号） |
| 平成25年 4月17日 | 諮詢庁から理由説明書を受理 |
| 平成25年 6月14日 | 審査請求人から意見書を受理 |
| 平成25年11月29日 | 審議 |
| 平成26年 1月15日 | 審議 |
| 平成26年 2月13日 | 諮詢庁からの意見聴取及び審議 |
| 平成26年 3月13日 | 審議 |
| 平成26年 5月15日 | 審議 |
| 平成26年 6月25日 | 審議 |
| 平成26年 7月23日 | 審議 |
| 平成26年 9月24日 | 審議 |
| 平成26年10月 7日 | 答申 |